

A-HACCP終了に伴う認証書等の取扱いについて

- 新規認証時に交付した認証書の取扱い
- 認証マーク等、「認証を受けた旨の表示」の取扱い

【現状】

- 認証書の写しを取引先等に提出している。認証書を店頭に掲示している。
- 認証マークを印刷した包装資材等の在庫を抱えている。



本制度終了後も、当面の間、事業者責任で、認証書や認証マーク等の認証表示を使用して、自主衛生管理に積極的に取り組んできたことをPRすることは差し支えありません。

本制度を紹介している県ホームページの取扱い

【現状】

- 県ホームページに衛生管理に積極的に取り組む施設として掲載している。



本制度終了後も、当面の間、削除せずに認証施設の掲載を継続します。